

# 除雪に関するお願い



## ① 路上駐車はやめてください。

路上に車が放置されていると、除雪ができなくなります。そのため車両走行の妨げになり、交通事故の原因になったり、緊急車両が通行できなくなります。

## ② 車道や歩道へ雪を出すのはやめてください。

車道や歩道へ雪を出すと、道路がでこぼこになり、交通事故や交通障害の原因となり危険です。また、近年個人所有の小型除雪機により大量の雪が歩道上に積み上げられ、通学の生徒たちが車道を歩かざるを得なくなるため、大変危険です。

## ③ 歩道上に車両・物を置かないでください。

歩道は、多くの方が利用する歩行者の道路です。車両の駐車や障害物が放置されていると、除雪が不十分となり、見通しが悪いため歩行者の事故の原因になります。

## ④ 早朝の作業にご理解を。

通勤、通学の支障にならないように生活路線の除雪は午前9時を目途に終了させるため、早朝から作業を行います。除雪車の騒音・振動などでご迷惑をおかけすることもあります。ご理解とご協力をお願いします。

## ⑤ 間口やゴミステーションの雪処理にご協力をお願いします。

除雪車で道路を除雪した後、各家庭の出入り口やゴミステーションには車道の雪が堆積されることがあります。これらの間口の雪の処理に、ご理解ご協力をお願いします。

## ⑥ 積雪等による倒木伐採について。

倒木により通行を遮断しているなど、車両の通行に支障があったり通行に危険な場合には、緊急に伐採を行うことがあります。ご理解をお願いします。



### ■お問い合わせ

女満別地区  
女満別除雪センター ☎74-5900  
役場 建設課 (内線 329)  
東藻琴地区  
東藻琴除雪センター ☎66-2279  
支所 建設課分室 (内線 432)